

◇熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例

- (1) 熊本県国民健康保険広域化等支援基金の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることとした。
- ① 国民健康保険事業の運営の広域化若しくは国民健康保険の財政の安定化に資する貸付金の貸付け又は国民健康保険事業の運営の広域化に資する交付金の交付に必要な費用に充てるため、熊本県国民健康保険広域化等支援基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)
 - ② 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定めることとした。(第2条関係)
 - ③ 基金に属する現金は、金融機関への貯金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととした。(第3条第1項関係)
 - ④ 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした。(第3条第2項関係)
 - ⑤ 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする事とした。(第4条関係)
 - ⑥ 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第5条関係)
 - ⑦ 知事は、国民健康保険事業の運営の広域化若しくは国民健康保険財政の安定化に資する貸付金の貸付け又は国民健康保険事業の運営の広域化に資する交付金の交付に要する費用に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができることとした。(第6条関係)
 - ⑧ この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第7条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県クリーニング所において講ずべき措置に関する条例

- (1) クリーニング所において講ずべき措置を次のとおり定めることとした。(第2条関係)
- ① 一般的措置
 - ア 作業場は、居室その他作業に直接関係のない場所と隔壁等を設けて区分し、他の用途に使用しないこと。
 - イ 作業場は、換気、採光及び照明を十分にすること。
 - ウ 作業場の床面積は、26平方メートル(洗濯のみ又は仕上げのみを業とするクリーニング所にあつては、13平方メートル)以上とすること。
 - エ クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第1条に規定する洗濯物は、不浸透性材料を使用したふたのある容器に別に保管し、区分して取り扱うこと。
 - オ 洗濯物の集配に用いる容器等は、仕上げの終わったものと未処理のものを区分できる専用のものであり、仕上済み又は未処理と表示すること。
 - カ 作業場の内外は、常に清掃を行うとともに、ねずみ、昆虫等の防除を行うこと。
 - キ 作業場、洗濯物の格納設備及び集配に用いる容器等並びに営業用器具は、適宜消毒を行うこと。
 - ク 仕上作業中は、常に清潔な作業服を着用し、手首から先は、作業前に石けん等で洗うこと。
 - ケ 有機溶剤を使用して洗濯した洗濯物の乾燥は、使用した有機溶剤の種類等に応じた適正な温度で行うこと。
 - コ 石油系溶剤を使用して洗濯した洗濯物については、石油系溶剤残留判定器を用いて乾燥状態の確認を行うこと。
 - ② 洗い場に関する措置
 - ア 洗濯物の取扱量に応じ、十分な面積を有すること。
 - イ 床から1メートルまでの内壁は、コンクリート、タイルその他の不浸透性材料を使用すること。
 - ウ 洗濯に使用する洗剤及び薬品は、専用の保管庫、戸棚等に保管すること。
 - エ 洗濯に使用する湯水は、清浄なものであること。
 - ③ 仕上場に関する措置
 - ア 洗濯物の取扱量に応じ、十分な面積を有すること。
 - イ 仕上げの終わった洗濯物は、汚染のおそれのない格納設備に保管し、当該格納設備には仕上済みと表示すること。
 - ウ 仕上台の被布は、清潔な白布を使用し、適宜取り替えること。
- (2) 洗濯物の受取り及び引渡しのみを行うクリーニング所における措置を、次のとおり定めることとした。(第2条第2項関係)
- ① 洗濯物の取扱量に応じ、十分な面積を有すること。
 - ② 居室その他洗濯物の受取り及び引渡しに直接関係のない場所と隔壁等を設けて区分し、他の用途に使用しないこと。
 - ③ 未処理の洗濯物は、専用の容器等に保管し、当該容器等には、未処理と表示すること。この場合において、省令第1条に規定する洗濯物は、不浸透性